

# 書かせない・待たせない 窓口へ

市民課では、2月25日から窓口での転入届の手続きに異動受付支援システムを導入しています。書かせない・待たせない窓口をめざし、今後は転出届や市内転居時の手続きにも対応していきます。☎市民課(☎6384・1235☎6368・7346)。

## 転入時の手続きがスムーズに

### 手書きでの記入不要に

従来の転入手続きは、来庁者が窓口で転出証明書を持参し、転入届を手書きで作成する必要があり手続きに時間がかかっていました。同システム導入後は、転出証明書を持参すると、職員がスキャナーで同証明書を読み取り、必要事項を聞き取りながら処理を進めるため、手続きや待ち時間の短縮になります。



### 各種証明書も簡単に取得

転入届に併せて住民票や印鑑証明書を取得したときも、交付申請書に記入する必要はありません。手続き中に、職員に必要な書類や枚数を伝えれば、読み取ったデータを活用しスムーズに交付することができます。

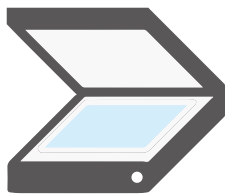


## 異動受付支援システムの流れ



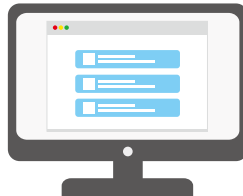
①

転出証明書や在留カードなどを市民課窓口へ持参



②

職員が異動受付支援システムでスキャン(読み取り)



③

職員がスキャン結果をもとに住民異動届を作成



④

異動届の内容を確認し、タブレット上で署名